

報告第 7 号

令和元年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について  
令和元年度熊本県電気事業会計の支出予算のうち、令和2年度に次のとおり繰り越した  
ので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき報告  
する。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和元年度熊本県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源				不	用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の限度額	説明
						補助金等	事業収入	損留	勘定				
I 事業費	I 営業費用		108,287,000	20,000,000	78,903,467		78,903,467			9,383,533			
		市房第一発電所水圧鉄管外面塗装工事	18,237,000		17,347,000		17,347,000			890,000			関連工事の遅延により、現地施工着手時期が遅れ、工期の確保ができなかったため。
		市房第一発電所水車発電機等更新工事に伴う除却費	54,050,000		48,644,712		48,644,712			5,405,288			当該工事の繰越しに伴い、除却について年度内施工ができなかったため。
		水力発電施設紹介・普及啓発動画作成等業務委託	6,000,000		2,911,755		2,911,755			3,088,245			市房発電所建築物改修工事の繰越しに伴い、発電施設の外観等の撮影が年度内にできなかったため。
		リニューアルに係る地元振興支援事業交付金	30,000,000	20,000,000	10,000,000		10,000,000			10,000,000			交付先において、新型コロナウイルス感染症の影響により、備品の納入に不測の日数を要し、年度内施行ができなかったため。